

Una politica sociale per gli anziani
coltivatori agricoli, *Assistenza d'OGGI*,

No. 1, February 1969, pp. 44-53 ; No. 60,
'70.

失業保険のある考察

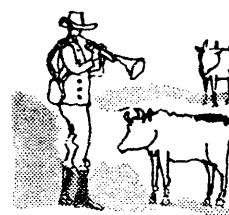
Aleksancar Radovan (ユーゴスラヴィア)

本稿には、国際的な手段とその他のヨーロッパ各国における発達を参考しながら、ユーゴスラビアの失業者に対する経済的およびその他の援助にかんする諸問題が論述されている。

ソ連やその他の社会主义国では、これら各の完全雇用政策の観点から、失業保険は必要であると考えられていない。大不況の時期に、失業保険はその価値を証明した。I L O はその条約で、社会保障のこの部門に基本的な基準を定めてきたし、また、失業時における給付への権利は、1966年の国連社会的権利宣言に組みこまれていた。ユーゴスラビアでは、その問題を規定する最初の試みが1939年

に行なわれ、その年に、失業時の準備を行なうある保険制度の創設が定められた。これには、その後に、自治的な公的サービスが加えられ、このサービスは公的職業紹介サービスに発達した。第2次世界大戦後、労働組合は職業紹介サービスを発達させた。1952年に、失業労働者に対する援助の政令と、職業紹介にかんする他の政令が公布された。1957年に実施された労使関係法は、失業時の諸給付にかんする諸規定を含んでいた。1960年には、職業紹介を目的として設けられた自治的機関により、職業紹介を行なうために、ある法律が通過された。

現行制度は、1963年の憲法第36条に具体的



に表現されているように、労働の権利、および職業と雇用の自由な選択の権利という基本原則によって管理されている。立法者には失業者に対して失業保険もしくはある政府扶助制度を発達させるべきかどうか決定されるべきであると考えられ、1965年には、雇用中の人々とを配置する組織と財源調達の基本法が、失業時における労働力配置の問題と援助に対する権利を規定した。しかし、これはほとんど失業保険と考えられない。その理由は、保険制度では、労働者が所定の権利と諸条件をもっており、かつ、この諸条件を検討する手段が法令によってはっきりと決定されている。現行制度は適切であると思われるが、しかし、現行制度では、失業者に対する援助はある社会扶助に属するものであって、社会保険や社会保障ではないから、雇用配置の問題と失業中の援助の問題は、別な法令で処理される方が得策であろう。

しかし、このような事情にもかかわらず、職業紹介と失業者への援助に用いるために、労働者が各人の所得から拠出を支払うので、

制度の基本的部分は失業保険の性格をもつて いる。保護される人びとの範囲、資格条件と される雇用期間、および提供される扶助の支 給額と期間が定められており、これらの点か らも、この制度が社会保険の側面をもつこと は明白である。所得調査を条件とする要素が 保険原則と異なり、また、これはユーゴスラ ヴィアが I L O 条約第 102 号の批准を宣言で きない唯一の点である。

論述は、失業者に対する保護が、何故社会 保険制度に含まれるべきかということを示し ている。社会保障法典は、保護される人びとの 範囲とかれらの権利、資格取得条件、拠出 額、および給付額と支給期間を規定すべきで ある。社会保障給付の資格を取得できない人 びとの保護は、社会扶助法典で提供されるべきで、社会扶助法典は所定の社会保障給付を 受給し尽した人びとや、(たとえば新規卒業生 のように)受給権をまだ取得できない人びと に適用される。この扶助給付は、ある最低生 活を保障すべきである。社会扶助は一般より 高い失業保険拠出か、あるいは政府予算から

財源を調達することができる。

企業が合理化の手段を採用することによっ て生じた失業は、特殊な事例として処理され るであろう。そのような企業は、過去の賃金と 関連させた年間所得を保証するか、もしくは、 新らしい失業で生じた収入の低下に補償を提 供する義務を負うべきである。社会がこれら の労働者に生計を保証する限界について、ま た、合理化、オートメーション、あるいは機 械化の場合に、何が企業の責任となるべきで あるかについて、ある研究が実施されなければ ならない。しかし、失業保険には、ある妥 当な論議もみうけられる。すなわち、失業者 のために社会保障に提供された資金は、投資 に提供され得るし、その結果、最終的には、 より多くの雇用機会を提供するかも知れない ということである。

Neke dilema u osiguranju od nezaposljenosti.
Socijalna politika, No. 4, 1969, pp. 16-18;
 No. 65, '71.

(以上 5 編の「ISSA 海外論文要約より」は、ISSA の Advisory Committee——1967 年 10 月——に よる了解にもとづき, Social Security Abstracts より採用した)

(平石長久 社会保険研究所)

社会保障こぼれ話

フィンランドの障害児手当

1970 年 1 月より、フィンランドには、長期 疾患や身体障害の児童を対象として、特殊な 手当が支給されることになった。この手当は 国民年金法による制度の補足的給付として、 3~16 歳の児童に支給されることになってい る。手当の支給額は月額 94 マルカの定額で、 この手当の財源は国民年金公社が 70%, 政府 が 30% をそれぞれ負担することになってい る。この手当は 5,000 人以上の障害児と慢性 疾患の児童に支給され、制度の発足時に、給 付支出は年間 550~610 万マルカと予想されて いた。

(平石長久 社会保障研究所)